

## 基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,660円以下	$y = (-3w^2 + 70,280w) / 70,600$
11,660円超 14,210円以下	$y = 0.5w$
14,210円超	$y = 7,105$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,660円以下	$y = (-3w^2 + 70,280w) / 70,600$
11,660円超 15,620円以下	$y = 0.5w$
15,620円超	$y = 7,810$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上10,500円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 126,600w) / 118,000 \\ y = 0.05w + 4,200 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,500円超 14,920円以下	$y = 0.45w$
14,920円超	$y = 6,714$

4. 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,660円以下	$y = (-3w^2 + 70,280w) / 70,600$
11,660円超 12,790円以下	$y = 0.5w$
12,790円超	$y = 6,395$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。  
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

(参考2)

雇用保険法第18条第1項、第19条第2項及び第61条第7項  
における平均給与額の対前年度比率の算定

	平成25年度毎勤平均定期給与額	平成26年度毎勤平均定期給与額
4月	263,932	264,410
5月	259,835	260,686
6月	261,015	262,102
7月	259,950	261,290
8月	259,206	259,938
9月	259,504	261,019
10月	261,149	261,659
11月	261,354	261,571
12月	260,735	261,502
1月	257,735	256,660
2月	259,064	257,074
3月	261,351	259,251
年度計	3,124,830	3,127,162
平均	260,403	260,597